

伴野委員長 次に、富田茂之君。

富田委員 公明党の富田茂之です。

津波防災地域づくりに関する法律案並びにその整備法案について質疑をさせていただきます。

この法案の立法の背景ということで、東日本大震災により甚大な被害を受けた地域の復興に当たっては、将来を見据えた津波災害に強い地域づくりを推進する必要がある、また、将来起こり得る津波災害の防止、軽減のため、全国で活用可能な一般的な制度を創設する必要があるという御説明でした。これに反対する政党はないと思います。

国土交通大臣の方で基本指針を定めて、都道府県知事が基本指針に基づいて津波浸水想定を設定して公表する。市町村は、その基本指針に基づいて、かつ津波浸水想定を踏まえて、津波防災地域づくりを総合的に推進するための計画、いわゆる推進計画を作成することができるということで、幾つか新しい政策が取り入れられています。

こういうハード、ソフトの施策を組み合わせた法案をつくっていただいて、これは本当に御苦労をおかけしたというふうに思いますが、これまでも、今回の震災になる前も、実は、内閣府と農水省と国交省の共管で、平成十六年の三月に津波・高潮ハザードマップマニュアルというのが作成されています。国交省の方から資料をいただきましたが、百三十ページぐらいあるんですが、これを全部読ませてくださいましたけれども、ここでも同じようなことはもう言っていたんですね、ハードとソフトをあわせて津波災害に対処してきちんと対応していくということ。

これは各市町村が基本的にはやられていたと思うんですが、この十六年三月に策定された津波ハザードマップマニュアルを今回の法案の中ではどんなふうに取り入れようとされているのか、ちょっと関係性がよくわかりません。このあたりは国交省の方はどんな認識でいられるんでしょうか、教えていただければと思います。

関政府参考人 お答えを申し上げます。御指摘のように、平成十六年三月に、内閣府、農林水産省、国土交通省の作成により、津波・高潮ハザードマップマニュアルというのを策定してございます。

今回、現在法案を御審議いただいているわけですが、今後、津波浸水想定の設定も含めまして、ハザードマップを具体的に作成していくという過程に入るわけですが、当時、全国のハザードマップ作成担当者を支援するという目的で策定したこのハザードマップマニュアルにつきましては、本法案についても、具体的に策定するに当たっては、参考としてこのマニュアルが活用されるものというふうに考えております。

またさらに、近年の新たな知見を踏まえまして、平成二十三年の東北地方太平洋沖地震による津波対策のためのシミュレーションモデルをベースにしたシミュレーションの手引というものも通知しておりまして、こういったマニュアル、手引等を参考に、都道府県においてより現地に即した形で津波浸水想定が設定されるよう進めてまいりたいというふうに考えているところでございます。

富田委員 今のはいいですけども、実はこの

ハザードマップマニュアルで、市町村と都道府県と国の役割分担というのが決められています。

このハザードマップマニュアルの二十七ページに表が載っているんですが、この役割分担の考え方によりまして、市町村が津波・高潮ハザードマップを作成する、その際に、住民参加による地域の創意工夫、自衛意識の向上、周知の徹底等を図るといふふうに書かれています。では、都道府県は何をするんだというときに、複数の市町村にまたがる場合や単都市町村で実施困難な場合の検討の実施と津波・高潮ハザードマップ作成支援、あと、外力・浸水予想区域の設定や被害想定等というのが都道府県の役割にされています。では、国はその上で何をするのかというと、複数の都道府県にまたがる場合や単都道府県で実施困難な場合の検討の実施と都道府県、市町村への技術支援、あるいは、行政手法の開発、強化。このあたりが今局長が言われた新しいところだと思っております。

このハザードマップマニュアルの中で言われている国、都道府県、市町村の役割と、今回の法案の、基本指針を大臣が決めて、想定を都道府県知事がやって、実際には計画は市町村がやるというのは、ちょっとずれているように思うんですが、そうではないんですか。

関政府参考人 お答えを申し上げます。御指摘の平成十六年につくられましたマニュアルに、先生御指摘のように、市町村、都道府県、国の役割分担が書かれています。本法におきまして、国は広域的な検討や技術支援、そして都道府県が津波浸水想定を策定し、それを具体的に

に市町村がハザードマップを作成するという、基本的には同様の役割分担で行っていくということを考えているところでございます。

富田委員 この法案の構成はちょっとそういうふうになっていないと思うんですけども、もともと、ではこのマニュアルに従ってやるという前提はそのままいいということですか。

関政府参考人 お答えを申し上げます。

ハザードマップマニュアルにおいては、具体的な形で役割分担を実際に現地で進める場合の一つの指針として示されているということでございます。こういった基本的な考え方は、本法律に基づいて今後浸水想定を設定し、また現地でハザードマップを策定していく、そういう基本的な役割分担については同じ考え方で進めていくということと考えているところでございます。

富田委員 今の局長の答弁を前提にすると、このハザードマップマニュアルの方では、浸水予測区域の外側に、バッファゾーン、予測上は浸水しないけれども、予測の不確実性を考慮すると浸水のおそれがある区域というふうに規定されていますが、バッファゾーンを設けて、浸水予測区域とバッファゾーンとを合わせて要避難区域として示す工夫が必要だということな指摘が書かれています。

都道府県知事の方で浸水想定を設定する際に、こういうバッファゾーンも含めてきちんと設定して市町村の方に示していくようになるんですか。そこはどうですか。

関政府参考人 御指摘につきまして、ハザード

マップを策定していくに当たりまして、バッファゾーンというものは、予測の不確実性を考慮して、一応計算で出てくる範囲よりもさらに広くなる、そういったリスクをどこで踏まえてハザードマップを策定していくかということでございます。今後、本法案に基づきまして具体的にハザードマップを策定していくに当たりまして、こういったバッファゾーンの考え方というものを、現地で要避難区域としてあわせて設定していくということが必要であるということふうに考えております。また、本法案については、先ほども御説明させていただいておりますが、いわゆる最大クラスの津波を想定するということではございますが、基本的には、こういったバッファゾーンの考え方というのは引き続き必要であるということふうに考えております。

いずれにしても、こういった考え方を踏まえ、地域の特性を踏まえまして、よりの確なハザードマップが作成できるよう市町村を支援してまいります。

富田委員 バッファゾーンも考慮するということですけれども、委員の皆さんのお手元に資料一をカラーで配らせていただいておりますが、ちょっとごらんいただきたいんですが、

これは「津波ハザードマップの予測浸水深と今回の浸水実績の比較」ということで、釜石市の大槌湾のところの地図であります。釜石市の方でつくった地図をちょっとコピーさせてもらったんですが、これを見ていただくとわかるんですが、一

番外側の水色の太い線のところまで今回浸水しています。ハザードマップは、もっとずっと湾に近い方だけが色がついています。それぞれの、昔の明治の三陸地震津波の来た位置、あるいは昭和三陸津波で来た位置も、ちょっと見にくいですが、線がかいてあります。今回、そこをはるかに超えて来た。

今回の津波を基準にして今後考えるということふうに先ほど答弁がありましたので、それでいいと思うんですが、実は、予算委員会で見察したときに、この釜石のことを国交省の地元の整備局長に御説明いただいたんですけども、ここに、真ん中あたりに釜石東中学校と鶴住居小学校と赤で書いてあります。そして、鶴住居小学校に注釈がついていて、三階建て校舎の三階まで浸水」というふうに書いてあります。

そのとき整備局長に伺った話では、釜石東中学校で、二時四十六分、地震が発生した。グラウンドでサッカー部の生徒がサッカーの練習を始めようとしていた。物すごい地震なので、それまで釜石では各学年でいろいろ防災教育をしていましたので、これは津波が来るということで、サッカー部の生徒がいきなり、この地図でいうと、ごさいしよの里と下に書いてありますが、ここが避難場所に指定されていた、ここに向けて中学生が走り出した。

横に鶴住居小学校、三階建てと書いてありますが、鶴住居小学校では、危ないということで地震発生直後に先生方が児童を全部三階に上げた。ところが、三階に上がった子供たちが、隣の中学校

のお兄ちゃんたちが走り出したので、これは津波が来るといふことで、先生の指導じゃなくて、自分たちで三階からおりて中学生を追いかけて、最終的にございしよの里に中学生と小学生が全部向かったんですね。

ございしよの里は避難場所ですから、ここで大丈夫だとなったら、裏山に亀裂が入っているのに中学生が気がついて、ここも危ないということ、一番左下の方にちょっと小さな赤字で石材店と書いてありますが、ここまで逃げた。ちょうど一キロです。石材店に行つて大槌湾の方を見ますと、津波が小学校にずっとかぶつてくるところが見えた。

ここから、実は、先ほども大臣の方から縦貫道のお話がありましたが、三陸縦貫道の釜石山田線が五日前に、この石材店のちょうど上に完成して、鶴住居小学校の子供さんたちがその完成式典に呼ばれて、そこから風船を上げていた。ここが一番高いところだと子供たちがわかっていたんですね。中学生も含めて、近くの保育園の子たちもここに合流したようですが、全部が高速道路の上に乗って、最終的には、そこを通りかかったダンプの運転手さんがいる声をかけて、もっと安全な場所に全部連れていってくれた。

こういうハザードマップをつくってバッファゾーンも入れても、そこを超えてくる可能性があるもの、をどういふふうにしていくのか。私が文部科学委員会で防災教育をやるべきだと言ったら、文科省の方で今度、先生たちがそういうふうな教育をしてくれるようですが、浸水想定をする際も、

バッファゾーン、プラス、今回こういうことがあったんだということ、を具体的にそれぞれの地域から情報を集めて、国交省の方が中心になって、都道府県知事に対して、大臣が基本指針を決めまされども、具体的な、こういうこともあるんだということ、を情報提供していくべきだと思っんですが、大臣、その点はどうでしょうか。

前田国務大臣 富田委員の今の御指摘というのは、非常に示唆に富んでいると思います。単に指針を示して都道府県知事に津波浸水想定をやってもらうというだけにとどまらず、そういう今回の体験というのを踏まえた、歴史を記憶にとどめるといった視点が非常に重要かと伺っております。ぜひそういうことも検討したい、このように思います。

そして、加えて、今御説明のあった、まさしくあの釜石の例というのは、よく児童生徒が助けてくれたなと本当に思います。先ほど、林委員だったでしょうが、石巻の大川小学校の例も指摘されておりましたが、本当に、ふだんの訓練が教育の中でなされておるかどうかでこんなに大きな違いがあるかということ、お話を聞きながらさまざまな感じをおつたところでございます。

〔委員長退席、小宮山（泰）委員長代理着席〕

富田委員 ぜひ大臣の方で指針を示す際も今のように御配慮いただきたいと思えますし、津波浸水想定を都道府県知事が公表するに当たって、ここまで危ないんだということを住民の皆さんにどういふふう徹底していくのかというのが大事にな

ると思っんですね。

周知方法をどう考えるか、あるいは住民の皆さんにどう理解していただくかというの、都道府県知事が浸水想定を策定して公表するに当たって考えるべきだと思っんですが、そのあたりは国交省としてはどんなふう考えているんでしょうか。

前田国務大臣 都道府県知事は、法案第八条に基づき津波浸水想定を設定したときは、速やかに公表しなければならぬ、こうなっておりますが、都道府県の公報への掲載に加えて、印刷物の配布やインターネット等による周知を図るとともに、防災訓練における活用、ハザードマップの整備に反映させ、その活用を図るといふようなこと、きめ細かくしっかりと周知を図っていくことが必要であると考えております。

その中に、先ほど富田委員の御指摘のような、歴史の経験、歴史の体験を、これだけの悲劇でありましたが、それをちゃんと記憶にとどめるような周知徹底ということができないか、その辺のところも検討させていただきたい、こう思います。

富田委員 あわせて、これに関連するんですが、実は法案の第五十五条に、住民に対する周知のための措置という規定をわざわざ設けていただいています。これは、「警戒区域をその区域に含む市町村の長は、市町村地域防災計画に基づき、国土交通省令で定めるところにより、人的災害を生ずるおそれがある津波に関する情報の伝達方法、避難施設その他の避難場所及び避難路その他の避難経路に関する事項その他警戒区域における円滑な警戒避難を確保する上で必要な事項を住民等に周

知らせるため、これらの事項を記載した印刷物の配布その他の必要な措置を講じなければならない。

今大臣ちよつと触れていただきましたけれども、今度市町村がこういうこともやるべきだということも法案に規定していただいています。これは具体的にどんなことを想定してこの条文をつくれたのか。局長の方でも結構ですので。

関政府参考人 たいいま、五十五条の規定に關しまして先生の方から御指摘がございました。

具体的にどんなことを想定していたのかということでございますが、実際にハザードマップを整備、配布し、住民の方々に御理解いただいて、実際の避難行動にいかに関与していかかということが重要でございます。

そういう意味では、ハザードマップを住民の皆様に配布する、配らせていただくということはもちろん大事でございますが、さらには、さかのぼりまして、実際にハザードマップの作成段階にも地域の皆様に加わっていただきまして、地域の学習会、あるいは防災訓練、避難訓練、こういった中でもしっかりとハザードマップについて知っていただき、そして実際の避難行動に移していただく、こういった取り組みも必要だと考えておりまして、そういったことも想定しながら進めてきているところでございます。

富田委員 ぜひ今局長が言われたのを実行に移していただきたいと思ひますし、釜石の奇跡を生んだのは、群馬大の片田先生がずっと地域の方たちを巻き込んで、まず児童生徒の父兄を巻き込み、

地域の方を巻き込んで一緒にハザードマップをつくり、つくった上で、それ以上の災害があるんだという認識をしてそこから避難訓練をした、そういう積み重ねがありますので、ぜひ今の局長の言われるとおりやっていただきたいんです。

資料の二 1 から二 3 まで三枚、「市報いしのみまき」という石巻市の広報のコピーを配付させていたいただきました。

先ほど林先生が、津波の法案をどうしてつくられたのかということをおっしゃいましたけれども、チリ地震津波で避難される方が非常に少なかった。そこから法案を考えたいんだという御指摘でした。

実は、この石巻の広報も、資料の二 2 を見ていただきますと、「災害は忘れたころにやってくる！」という、これは三月一日に出ている広報なんですよね。「チリ地震津波から一年が経過しました。」ということ、注意しましょう、こういう広報をわざわざ石巻は配布されて、資料の二 3、最後の四枚目を見ていただきたいんですが、これは非常にいいことが書いてあるんですよ。「津波から逃れるために」「日ごろからの備えを！」「自らの命は自らが守る」、こういうふう書いてあるんです。

大川小学校の件は林先生が指摘されたようなんですが、石巻では、実際広報がこういうふうに出ているのに、現場ではこのとおりできていなかった。避難場所の特定もされない。私も大川小学校に行ってきたけれども、あれで裏山に逃げてても多分大変だったろうなど。最終的には一番高台というところに向かわれて、結局そこに津波が両方向

から来て子供たちが犠牲になったわけですけれども、こういう広報を出して、現場に届かなかった。

石巻の教育委員会の方からもお話を聞いたんですが、訓練はやっていましたと言っていました。だから、訓練をやっていたという報告が多分教育委員会に上がっていただけで、大川小学校では実際にできていなかったというふうな被災後お母さんが調査に答えていらつしやる例もあります。

せっかくこういういい広報を出していても、それが現場につながらないということがありますので、この法案でここまで書き込まれたわけですから、都道府県知事が想定を策定して公表する際も、市町村の方で警戒区域の指定とかをされる際も、もう少し具体的に、避難経路を含めて、現場の地域の皆さんがきちんと逃げ切れるんだ、そういったものも法案を実行に移していく際に国交省の方で配慮をいただければなと思うんですが、その点はどうでしょうか。

関政府参考人 御指摘のように、津波想定、あるいはハザードマップを策定し実際に避難に結びつけていただくために、国土交通省としては基本指針を策定いたしますが、さらにそれに基づいて具体的に自治体で進めていただくに当たつての、具体的に自治体で進めていただく、また実効ある避難活動に結びつけるよう、具体的な事例も含めて地域を復興支援させていただき、進めてまいりたいというふうな考えております。

富田委員 ぜひよろしくお願ひします。次に、時間もありませんので、津波避難ビルの

容積率規制の緩和についてお尋ねします。

規制緩和の目的がどうなんだというのが一点と、実は、平成十七年の六月に、内閣府の方で津波避難ビル等に係るガイドライン検討会というのを設けまして、そこでガイドラインを、こんな分厚いガイドラインなので多分読んだことがある人はほとんどどいらないと思うんですが、かなり詳細につくられています。全部読ませてもらいましたけれども、本当によくここまで考えているなというのをやられているんです。

実は、このガイドラインの中にアンケート調査がありました。沿岸地域を持っている市町村に、津波避難ビルを指定していますかというふうに見ているんですが、指定していないという回答が六七・六％、高台のみ指定しているけれども原則的には指定していない、一八・九％。せっかくなのでこういうガイドラインをつくったのに、余りにもやっていない。

これは内閣府の方で平成二十二年にもう一度調査したようですが、六百五十三の沿岸市町村があるようですけれども、そのうちの四百八十、七四％の市町村が指定を行っていないというふうに出ています。

先ほど来、谷田川先生と林先生の方から旭市の話がありました。旭も避難ビルの指定をしていないんですね。やりたいけれどもそういうものがないから、今後どうするかという計画の中で、国の支援をもらいたい、もし指定ができない場合は国や県からお金をもらって避難タワーをつくりたいというふうにするかというふうには考えているようです。

こういう、指定がされていないという今のアンケートの結果をどういうふうに考えますか。今回の規制緩和の目的と、現実問題として指定しているところがこれだけ少ないんだという点を、国交省としてはどんなふうに考えているんでしょうか。

川本政府参考人 お答えを申し上げます。
御指摘のとおり、平成十七年に内閣府が行いましたアンケート調査結果におきましては、多くの沿岸市町村で津波避難ビルの指定が行われていないという実態が明らかになっております。当時のアンケート調査の結果では、被災の経験がなく、津波浸水想定もしていないということ、さらに、指定に当たっては民間ビルを指定することが多くなるわけですが、必ずしもメリットがないというようなことが回答として挙げられております。

これに對しまして、今回の東日本大震災の被害を踏まえまして、恐らく市町村も津波対策についての意識が大きく上昇してあるというふうにお考えしております。実は、本年六月と十月に内閣府と共同でもう一度避難ビルの実態調査を行っております。今、取りまとめ作業を行っているさなかでございます。

その中で、まだ途中経過ではございますが、今申し上げましたように、意識はかなり変わってきているというふうにお考えしております。今後、避難ビルの指定を促進するために、この法案において、今御指摘ございました、例えば援助ということでは、避難ビルについての固定資産税の減免措置というものを設けておりますし、それから、

先ほど御指摘ございました、容積率を緩和するというような規制緩和、さらに、社会資本総合整備交付金を使いました助成といったようなものも用意いたしております。規制面、それから税、財政といった面から津波避難ビルの整備、確保というものを支援していきたい、このように考えております。

富田委員 ぜひ、市町村の実態を把握していただいて、国交省の方にバックアップをしていただきたいというふうに思っています。

その津波避難ビルを選定する際、カバーエリアというのを考えるわけですね、この地域はこのビルに避難してもらえば大丈夫だ。このガイドラインを見ましたけれども、なかなか難しいなど。現実には避難していくに当たって、今、何もなしに避難はできるけれども、では、実際にそういう震災があつたり津波のおそれがあるときに同じように避難できるのかというところを考えると、このカバーエリアをどう考えていくかというのが非常に大事になるんだと思うんですね。

このあたりはどんなふうに関交省は考えているんでしょうか。

関政府参考人 お答えを申し上げます。

避難ビルを今後設定していくときに、やはり実際に、先生御指摘のカバーエリア、どのぐらいの範囲の皆さんがその避難施設に避難するかという意味でのカバーエリアの設定は非常に重要なポイントになるというふうに思っております。特に、先ほど御指摘のガイドラインが平成十七年にできてございますが、ここでは、実際に津波

が来たときにどの程度浸水してしまうのか、あるいは、道路等の避難施設が地震でどの程度被災し、通行が可能かあるいは不可能か、こういったことも十分想定した上で、どの範囲の住民の皆さんが避難できるか、こういったことを具体的に現地状況に即しながら進めていくということが基本であり、今申し上げました留意点についても、実際に現地でも十分踏まえた上で取り組んでいけるよう支援をしてみたいというふうに考えているところでございます。

富田委員 ぜひよろしくお願いします。

ちよつと一点、これは通告できなかったんですが、昨日の読売新聞に、岩手県の方で今回の津波に関して浸水地域のデータを作成したけれども、これを情報公開請求に対して開示しないというふうにしたというような記事が出ていました。理由としては、策定中の都市計画に影響を与えて、浸水地域外の土地投機を招く可能性がある。

こういう可能性はないと言いたいと思うんですが、ただ、都道府県の方が浸水データをきちんととって、今後、これは市町村がここを利用していろいろやっていくんでしょうけれども、情報公開しないやり方というのは、今回、地域を巻き込んできちんと避難計画等をつくっていくというその方向性が決まっているのに、ちよつと逆行しているというふうに思うんですが、どうですか。関政府参考人 御指摘の県の方での情報の公開については、申しわけございませんが、ちよつと詳細について私の方では現時点で把握をしておりますが、浸水想定策定あるいはハザードマ

ップという観点からいけば、情報をしっかり公開させていただいて、地域の皆さんに、まさに避難行動、あるいは実際に具体的にどのルートを考えていくか、そういったことに生かしていただくということが基本であろうというふうに考えているところでございます。

富田委員 ぜひそういう指導をしていただきたいと思いますですね。県の方は、市町村にデータを渡してあるんだから、市町村が開示するのはその市町村の判断だと言われているけれども、それではちよつと一体性が保てないと思いますので、住民の皆さんにきちんと広くデータを提供して一緒に考えていくという姿勢をぜひ国交省の方でも持っていたきたいというふうに思います。

もう時間が来ましたので、最後に一点、先日の大臣所信に対する質疑の中で、羽田の再拡張に伴う騒音問題について質問をさせていただきました。その際に、南風好天時に千葉市上空の交差する点を少しでも山林側に移せないか、何か騒音を軽減する工夫をしてみられないかというふうにお願ひしまして、大臣も長田局長の方も、何とか考えていきたい、来年春、またそういうふうな状況になるわけですから、検討したいというふうに答弁をいただきました。

先日、千葉県と関係する二十五市町村で構成されています羽田再拡張事業に関する県・市町村連絡協議会に国交省の方から軽減策を提案していただいている、きょうの三時に県あるいは千葉市が公表するということ、三時までにはだめだと言われたいましたけれども、三時を過ぎたから質問していい

んじゃないかと思うんですが、この点は、どんなふうな形でとりあえずの決着、まだ、できれば高度の点も考えてもらいたいというふうな要望が千葉市からありましたけれども、国交省から聞きましたら、外国の会社もあるので、すぐに高度をどうこういじるとか、なかなか困難だということをお話、それはそれとしてある意味納得できるなと思いますが、今回のその協議会にどういう提案をされて、県や市がそれをどのように受け入れられたのか、差し支えない範囲で御答弁いただければと思います。

長田政府参考人 今先生の御質問でございます、御指摘の連絡協議会、今月十六日に開催をされました。騒音の影響が特に顕著な経路の交差点部分につきまして、安全性に十分配慮した上で、可能な限り市街地上空を回避する経路に変更しました。ということ、関係自治体でございます千葉市から了解が得られましたので、経路の精査を進めまして、経路を確定し、本日、その連絡協議会の事務局である千葉県に対してお知らせをしたところでございます。

今後のスケジュールとしましては、航空会社への周知を経まして、来年の二月九日からこの新しい経路に変更してまいりますというふうに考えております。

また、千葉市等からは、さらに、今先生御指摘のような分散化の問題でありますとか、あるいは高度の問題、いろいろな御指摘をいただいております。安全性を確保しながら分散化を図るということはなかなか困難な問題があるわけでございま

すが、引き続き長期的課題として検討してまいりたいと思います。

富田委員 迅速に対応していただいで感謝を申し上げます。今後とも御配慮いただきたいと思

います。
ありがとうございます。